

## 不妊治療を受けられるカップルへ ～婚姻および事実婚の確認書類について～

2022年4月以降に当クリニックで治療を受けていただくために法的婚姻関係があるカップル・事実婚カップルそれぞれに提出いただく書類がございます。

当クリニックが定める必要書類の提出がない場合は、治療計画を立てることができませんので予めご了承ください。

(各種書類は、発行日より3ヶ月以内のもの)

\* 公的書類の有効期限は1年間となります。治療を継続されている方で1年以上の方は再度提出をお願いいたします。

\* 書類を提出後に入籍された場合や、パートナーが変更になった場合など戸籍上の変更があった場合は、速やかにご連絡ください。

\* 1年以上受診がない場合は、治療再開時に必要書類の再提出が必要です。

### ○法的婚姻関係にある(入籍済)方

婚姻確認書類	同一住所の場合	住民票(続柄が記載されているもの)もしくは戸籍謄本
	別住所の場合	戸籍謄本

### ○事実婚(未入籍)の方

確認書類 *1	同一住所の場合	戸籍謄本と住民票(それぞれ)
	別住所の場合	戸籍謄本(別住所の理由を尋ねます)
誓約書 *2	出生した子について認知を行う意向があることのサイン	

\*1-本人とパートナー双方に、別の方との婚姻関係がないことを確認させていただきます。

\*2-当院の誓約書にてそれぞれのサインが必要になりますのでお二人でご来院ください。

(サインが無い場合、治療の計画を立てることが出来ませんのでご了承ください)